

四半期開示一本化、BEPS2.0への対応が狙上に

— FASIF、企業会計基準諮問会議

去る11月29日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第46回会合を開催した。

今回、新規のテーマ提言はなかったが、今後審議される可能性が高いテーマとして、①四半期開示の一本化、②BEPS2.0（最低法人税率15%の導入）への対応が挙げられた。

原則として、企業会計基準委員会が審議される事項は、企業会計基準諮問会議を通して決定されることとなっている。しかし、緊急性がある場合、適時の対応を行うため、同会議に諮らずに審議を進めることができ、前述の2つのテーマはその可能性があるものとして示された。想定される審議内容は次のとおり。

四半期開示の一本化

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論されている、第1四半期と第3四半期の四半期報告書を廃止し、決算短信へ一本化させる動きに対応するもの。改

15%の導入

OECDが進める最低税率課税制度の導入（第2の柱）は、最終的に法域ごとに法制化されることとなる。仮に令和5年度税制改正において改正がなされ、2023年3月期決算での

金融

将来的な四半期開示の任意化に 反対意見相次ぐ

— 金融審議会ディスクロージャーWG

去る11月25日、金融審議会は第3回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

第1回（2022年11月1日号（No.1659）情報ダイジェスト参照）に引き続き、四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミングについて、事務局より、全体的方向性案が示

対応が必要となる等の場合、速やかに検討に着手していく。

また、国際会計基準審議会（IASB）においても、BEPS2.0への対応プロジェクトを立ち上げ、早期に公開草案（IAS12号「法人所得税」の修正）を公表する方向で今後審議される予定である。IASBの議論の動向も踏まえながら、国際的な比較可能性を損ねることがないように、対応を検討していく。

＊

適時の対応を行うことに、特段の異論は聞かれなかった。

方向性

事務局から、全体的方向性について次の案が示された。

① 四半期開示（第1・第3四半期）について、取引所の規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化を議論するにあたっては、四半期開

財務省法人企業統計調査

— 令和4年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。

以下は、令和4年12月1日に発表した令和4年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,926社 (18,985社)
回答率 70.4% (70.8%)

() 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、350兆3,671億円で、対前年同期増加率(以下、「増収率」という)は8.3%となりました。

業種別にみると、製造業は12.1%、非製造業は6.7%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、19兆8,098億円で、増加率は18.3%となりました。

業種別にみると、製造業は35.4%、非製造業は5.6%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、12兆17億円で、増加率は9.8%となりました。

業種別にみると、製造業8.2%、非製造業は10.7%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は、10兆6,672億円で、増加率は8.0%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位：％、億円)

区分	3.7-9	10-12	4.1-3	4-6	7-9
売上高					(実 額)
全産業	4.6	5.7	7.9	7.2	3,503,671
製造業	9.7	9.2	9.0	6.1	1,076,978
非製造業	2.6	4.3	7.5	7.6	2,426,693
経常利益					(実 額)
全産業	35.1	24.7	13.7	17.6	198,098
製造業	71.0	22.1	18.4	11.7	96,314
非製造業	17.0	26.4	10.9	21.9	101,784
設備投資					(実 額)
全産業	1.2	4.3	3.0	4.6	120,017
	(2.2)	(5.5)	(5.0)	(3.5)	(106,672)
製造業	0.9	5.1	5.9	13.7	42,415
	(1.3)	(7.5)	(5.9)	(11.9)	(38,194)
非製造業	1.4	3.8	1.6	△ 0.0	77,602
	(2.7)	(4.4)	(4.6)	(△ 0.9)	(68,479)

(注)設備投資の() 書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和4年10～12月期の調査票の提出期限は令和5年2月10日、結果の公表は令和5年3月2日の予定です。

示を含めた期中開示の制度全体を俯瞰した検討が必要

② 特に、企業環境の変化や情報技術の進展等を背景に企業が都度発信する情報の投資判断における重要性が高まっていることを踏まえると、将来的な方向性としては、期中においては、発生したまたは決定された重要な事実について、信頼性を確保しつつ、適時に開示することに重点を置いた制度へと見直していくことが考えられるか

委員からは、①の方向性について異論は聞かれなかった。しかし、②については、作成者側の委員からは賛意はあったものの、「適時開示と四半期のような定期的な開示は、性質が異なり、代替するものではない」、「任意化は開示の後退と市場から受け止められる」など、将来的な任意化への反対意見が多く聞かれた。

四半期決算短信の義務づけ

「当面は一律義務づけとするが、今後、適時開示の充実の状況をみながら、任意化のタイミングについて継続的に検討」との論点が示され、委員からは、「任意化の条件となる適時開示

の充実の内容が不明確」との意見が聞かれた。

適時開示の充実

次の論点が示された。

- ・取引所における、好事例の公表やエンフォースメント強化等により、企業の積極的な適時開示を促すとともに、適時開示ルールの見直し（細則主義からプリンシプルベースへ）も継続的に検討
- ・将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とすることを検討

委員からは「四半期開示の任意化とセットで議論することには反対」、「プリンシプルベースは作成者への負担が大きい」などの意見が聞かれた。

「一本化」後の開示内容

「現行の四半期決算短信の開示事項をベースに、投資家からの要望が特に強い情報（セグメント情報、CFの情報等）の追加を検討。また、重要な変更があった事項に関する臨時報告書の提出も検討」との論点に対し、委員からは、「セグメント情報、

ポジティブ・メンタルヘルス

「多様な考えが必要だったようだね」

メンタルクリエイト
江口 毅

お客様企業先で若手社員から退職したいという相談を受けた際、必ず尋ねる質問があります。それは「そのことについて誰かに相談しましたか？」という質問です。

この質問の意図は大きく分けて2つあります。1つは、相談者のソーシャルサポートを確認することです。ソーシャルサポートとは、

社会における人とのつながりのなかでもたらされる有形無形の支援を指します。これが得られていると、心身の健康へよい影響を与えたりストレスを緩和したりすることが期待できます。支えになつてくれる人がいると、退職のような大きな決断で悩んでいるときの不安感が軽減されます。

もう1つの意図は、偏重した考えや狭くなっている視野を広げてくれる存在がいるかどうかを確認することです。周囲の人に相談してみると、さまざまな考えに触れることができます。Aさんは、「石の上にも3年だよ。まずは3年頑張ってみたら？」とアドバイスするかもしれない。Bさんは「履歴書に傷がつくのを承知のうえならいいんじゃない？」と少し突き放すような言い方をするかもしれません。Cさんは、「その職場

で働き続けるのは辛そうだね」と共感を示してくれるかもしれない。Dさんは、「そんなに辛いなら辞めちゃえば？ 決断は早いほうがいいよ」と背中を押すかもしれない。Eさんは、「僕の場合は、転職活動をしてみて現実をみてから決めたい」と経験談を話してくれるかもしれない。

このように周囲の人に相談してみると、いろんな考え方があつたと、辞めるか辞めないかの2択ではなく選択肢がたくさんあること、人それぞれの人生があることなどを知ることができます。つまり、多様な考えや人生に触れることを通して、身の振り方を考えることができます。だから、周囲の人に相談することには価値があるのです。

しかし、この数年、相談者が周囲に相談した際の多様性が失われてきていると感じることが増えました。ほとんどの相談者は周囲に相談をしているのですが、その結果が似通っているのです。具体的には、「辛いなら辞めれば？」、「決断は早いほうがいいよ」、「ブラックだと思ったら逃げたほうがいい」などとアドバイスされる相談者が増えています。

それらのアドバイスの内容を否

定するつもりはありません。筆者が危機感を覚えるのは、その偏重傾向です。多様な考えに触れられないのなら、相談によって得られるものが半減します。視野を広げる機会も、あらゆる選択肢のなかから冷静に考える機会も得られません。

ブラック企業やハラスメントという言葉の広がり、転職に対する敷居が低くなったという時代の変化もあるでしょう。また、自分のアドバイスでメンタルヘルス不調になつてしまつてはいないかという不安が、相談者の周囲の人から多様性を奪っているのかもしれない。そうだとすると、心から相談者のことを考えたら、人それぞれの人生観や経験を反映した言葉を伝えられるものだと思いますし、そつあることを願います。

ここで、以前人事部のベテラン社員から聞いた話を思い出します。その方は採用面接の際に、「1年の離れた友人はいますか？」「あなたのことを怒ってくれる人はいますか？」などと尋ね、その回答を採用基準の1つにしているそうです。あらためて、多様な価値観、多様な人生に触れることの重要性や必要性を考えさせられます。

CFの情報の追加には賛成」、「四半報の内容をベースにするべき」などの意見が聞かれた。

監査人のレビュー

「第1・3四半期については監査人のレビューを任意とするが、会計不正等が起こった場合には、取引所の規則により、監査人によるレビューを一定期間義務づけ」との論点に対し、委員からは、「レビューは必要。開示内容を先に公表し、レビューは後に行うことも考えられる」、「作成者としては任意化に賛成」などの意見があった。

虚偽記載に対するエンフォースメント

「取引所のエンフォースメントは、引き続き適切な運用を実施する。また、将来的に、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項を含むことについて今後検討」との論点に対し、委員からは「今後検討ではなく、ただちに検討すべき」、「当局と取引所のエンフォースメントは大きく異なり、取引所で代替するのは限界がある」などの意見が聞かれた。

ローン・コミットメント、金融保証契約の取扱い、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る12月1日、企業会計基準委員会は第191回金融商品専門委員会を開催した。前回審議（2022年12月1日号（No.1662）情報ダイジェスト参照）では、金融資産の減損の会計基準の開発に関し、ステップ3で検討する論点が示された。

それを踏まえ、今回は次の2つの論点が審議された。

ローン・コミットメントに対する減損に関する定め適用

(1) 取扱い

IFRS9号「金融商品」において、ローン・コミットメントは貸付金等と同じ信用リスク管理および情報システムを用いて管理されていることが多いなどの理由から、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、減損の要求事項を適用しなければならいと定められている。

また、金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している（SICR）場合には金融商品の全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識し、信用リスクが著しく増

大していない場合には12カ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識する。

日本基準では、貸倒引当金の設定対象は債権とされ、ローン・コミットメントに関する明確な定めはないものの、信用リスクの管理上、引当金を設定する実務も存在している。

(2) 事務局提案

IFRS9号の定めを取り入れ、ローン・コミットメントに対して減損の要求事項を適用する場合、実務負担が生じる可能性があるが、次の理由により、実務上困難とまではいえないと考えられる。

① SICRの判定

SICRの判定における信用リスクに関しては、すでに保有しているデフォルト・リスクに関するデータが利用可能と考えられる。SICRの始点の把握についても、必ずしも特定が必要でない場合もあり、実務負担は大きくならないと考えられる。

② 予想信用損失の測定

ステップ2で審議した貸付金

と同様のモデルを採用する場合、予想信用損失の測定に係る各種データは共通すること等が考えられる。また、見積りのために引出し率や与信相当掛目のデータが追加的に必要となる場合であっても、過去の信用枠の引出し実績のデータ等に基づき見積りができる可能性もあり、実務上困難な負担とまではいえない。

③ 見積期間

信用リスクに晒されると予想される期間の見積りが必要になる場合であっても、たとえばクレジットカードについて延滞した未使用枠をただちにすべて撤廃する信用リスク管理を行って

いる場合、未使用枠がなくなり詳細な予想期間の見積りが不要となるケースがあるなど、必ずしも実務上の負担が大きくない状況もあると考えられる。

*

専門委員からは、方向性についてはおおむね賛同が得られた。他方で、「IFRS7号『金融商品：開示』のB8E項では、引当金を認識する方法以外に、貸付金と区別できない場合は貸倒引当金を認識する方法も認められている。日本基準においてこのような処理を認める

かは、議論していく必要があるのでは」との意見が聞かれた。事務局は「今後検討していきたい」と回答した。

金融保証契約の保有者の取扱い

(1) 取扱い

IFRS9号では、保有する金融保証を貸付等の契約条件の一部として引当に反映するか、または他の会計基準等に従って会計処理すべきかについては、貸付および金融保証等の信用補充の契約条件や個々の状況に基づき判断することが求められている。

日本基準では、貸倒懸念債権等は財務内容評価法やキャッシュ・フロー見積法により算定されることが求められており、いずれの方法も保証による回収見込額を考慮する必要がある。

(2) 事務局提案

IFRS9号と日本基準のいずれにおいても、保有する金融保証等を一体とみなして貸倒見積高の算定に関する判断を行っており、両者の取扱いに基本的な相違はない。そのため、IFRS9号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

専門委員からは特段の異論は聞かれなかった。

会計

SSBJ運営方針、公表—SSBJ

去る11月24日、サステナビリティ基準委員会は第5回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

SSBJの運営方針

事務局より、これまでの議論を踏まえたSSBJ運営方針案が示され、委員全員が賛成し、承認された。

本運営方針は、今後のサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動および国際的なサステナビリティ開示基準の開発へ

SSBJにおける審議の状況

事務局より、ISSBの2022年10月ボード会議および11月補足会議における暫定決定事項が説明された。

国際会計

認識と認識の中止に関する概念基準書、公表—FASB

去る11月22日、FASBは概念基準書8号「財務報告のための概念フレームワーク」5章「認識と認識中止」の公開草案を公表した。

概念基準書は、権威あるものとはされないが、財務報告の基本的な事項を規定している。

公開草案の概要

新設された5章の主な内容は次のとおりである。

約と重要性の考慮を条件として、財務諸表で認識されるために、項目や財務情報が満たす必要がある次の3つの認識基準を示している。

- | | |
|---------------------------|-------|
| a | 定義 |
| 項目は財務諸表の要素の定義を満たしている | |
| b | 測定可能性 |
| 項目は測定可能であり、関連する測定属性を持っている | |
| c | 忠実な表現 |
| 項目は忠実な表現で描写でき、測定できる | |

概念基準書5号「事業会社の財務諸表の認識と測定」に含まれていた「認識基準」を含む「認識」に関する部分を取り除き、改訂して5章に移動させている。

「認識基準」の主な改訂は、測定可能性については「十分な信頼性をもって」を削除し、「信頼性」を「忠実な表現」に変更し、「投資判断との関連性」を削除している。結果として認識基準は4つから3つに減少している。

コメント期限

コメント期限は、2023年2月21日である。

国際会計

リースの共通支配取決めに關するASU案、公表—FASB

去る11月30日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「リース(トピック842)―共通支配取決め」を公表した。

この公開草案は、2016年に発行されたリースの新基準書(ASU2016-02)の導入後のレビューでの、関係者からの共通支配下の企業間のリースに関連する指摘に対応したものである。

(1) リースが存在するかどうかの判断にあたり考慮すべき条件(terms and conditions)とそのリースの分類と会計処理

現行では、共通支配下でない企業間と同様に、法的に執行可能な条件を基礎にリースが存在するかどうかの決定を行う。

公開草案は、私企業と非営利組織について、リースが存在するかどうかの決定にあたり、共通支配下の企業間の契約での書

公開草案の内容

公開草案での改訂の内容は次のとおりである。

(1) リースが存在するかどうかの判断にあたり考慮すべき条件(terms and conditions)とそのリースの分類と会計処理

適用関係・コメント期限

適用日は未定である。

コメント期限は、2023年1月16日である。

適用関係・コメント期限

現行では、共通支配下でない企業間と同様に、法的に執行可能な条件を基礎にリースが存在するかどうかの決定を行う。

公開草案は、私企業と非営利組織について、リースが存在するかどうかの決定にあたり、共通支配下の企業間の契約での書

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年 11月25日	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」の一部改訂	国税庁	「提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存方法」、「複数の取引をまとめた請求書の交付」など、11の問の追加や15の問の改訂がなされている。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm	—
2022年 11月28日	厚生労働省令158号 労働基準法施行規則の一部を改正する省令	厚労省	給与のデジタル払いを行う場合の資金移動先である指定資金移動業者の要件等を定めるもの。2023年4月1日より施行。省令の解釈、運用等の詳細な事項については、通達等により示される予定。 https://kanpou.npb.go.jp/20221128/20221128h00866/20221128h00866002f.html	—

金融

日銀保有国債の含み損転落の意味

日銀は、11月28日に令和4年度上半期（4—9月期）の決算を発表した。総資産は約685兆円で、前年同期末では約38兆円減少した。また、総負債は約680兆円であった。

長期国債残高が約536兆円で、同じく約33兆円増加している。国債全体は約17兆円の増加で、イールドカーブ・コントロールの10年ゾーン0.25%を守るため、日銀の買入れ額が膨らんだものとみられる。また、貸出金は約80兆円で、同じく約58兆円減少した。当期剰余金は約1兆6,000億円で、目立つのは為替市場介入の結果生じた外国為替収益の約1兆5,000億円だった。

このように長期国債残高が急速に増加しているなか、国債の含み損も膨らんでいる。今上半期末では、8,749億円の評価損だが、日銀は国債をバランスシート上は簿価で評価するため、含み損益は剰余金には反映されず、別途時価情報として開示されている。これは、満期保有が前提となるためだが、直近の2019年9月時点で最大

20兆円だった含み益が、評価損に転じた意味は大きい。

もちろん、5兆円規模の純資産を持つ日銀にとって、決して小さい規模ではないが、マイナスに転じた意味のほうが大きいの。為替市場はますます、長期金利上昇を円安に結びつけざるを得なくなる。さらに、現時点では問題とする程度ではないとしても、長期金利上昇が進めば進むほど、日銀の債務超過が市場で意識され始めることも否め

証券

FRBの一言が世界の株価を動かす

11月30日の世界の株式市場は、興味深い展開となった。株式市場は時差の順で日本、その他アジア、ヨーロッパ、アメリカと開いていくが、トップバッターの日本市場は元気のない展開で、株価続落となった。しかし、韓国、台湾、インド、シンガポールなどアジア主要国市場はわずかな株価上昇、続いて開いたヨーロッパ市場もアジア市場と同様に若干の上昇となった。

最後に開いた米市場は3地域

ない。日銀は、この自身のバランスシート毀損を恐れて利上げに踏み切れないと主張する市場関係者もいた。

日銀は国債の総発行量の約50%を保有しているため、最も大きな影響を受けるのは確かな一方、日銀に続き市中銀行等が約15%、生損保等が約20%の保有シェアを有するのも事実である。民間金融機関の含み損拡大により債務超過が視野に入り始めると、システムリスク・リスク等の新たなリスクの懸念が視野に入ることになる。

で最大の株価上昇となった。これはパウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長が、12月に予定している利上げの幅を前回よりも縮小することを示唆したためである。この発言はアジア、ヨーロッパの取引時間帯では期待の段階であったが、米市場の取引時間中に既定事実となり、株価を強く刺激した。

ところで、世界の株式市場がパウエル発言に耳を傾けている間に、中国において政府のゼロ

コロナ政策に抗議するデモが多くの都市で表面化した。国民がゼロコロナ政策の長期化による経済や生活の制限に不満を募らせ、それを爆発させたのである。民衆デモの拡大は約30年前の天安門事件を思い起こさせ、世界の人々にショックを与えた。巨大な中国の社会や経済が混乱すれば、世界の政治・経済を大きく揺るがす懸念があるからだ。ただ、このショックは、FRBの行動によって和らげられたとの見方もある。デモが発生した翌日、中国株式市場さえ株価上昇となったのである。一部では、株式市場は中国政府が国民の抗議に対してゼロコロナ政策を緩和するのではないかと受け止めたといわれるが、果たしてどうだろうか。

株式市場の前にあるリスクとして、ウクライナ侵攻の展開に加え、中国情勢の行方を挙げる必要が出てきたが、どちらも予想の困難な問題である。今回、FRBの行動は、冷え切っていた世界の投資家心理をどこまで元気づけたか、正確なところはわからない。年末に向かって先入観を持つことなく、事態の推移を見守ることが大切であろう。